

◆福山すこやかセンターの開館時間及び休館日◆

施設名	開館時間	休館日
多目的ホール 1	午前 9 時～午後 10 時	1 毎月第 1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
多目的ホール 2		
和室		
マンパワー研修室		
マンパワー視聴覚室		
調理実習室		
栄養指導室		
水浴訓練室	午前 9 時～午後 8 時	1 毎週月曜日 2 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

◆福山すこやかセンターの使用料◆

《ホール等施設使用料》

施設	時間区分	午前 9 時～12 時	午後 13 時～17 時	夜間 18 時～22 時	昼間 9 時～17 時	昼夜間 13 時～22 時	全日 9 時～22 時
多目的ホール 1		1,250 円	1,880 円	2,200 円	2,820 円	3,760 円	4,700 円
多目的ホール 2		1,030 円	1,560 円	1,770 円	2,400 円	3,130 円	3,970 円
多目的ホール 1・2		2,280 円	3,440 円	3,970 円	5,220 円	6,890 円	8,670 円
和室		310 円	510 円	510 円	730 円	930 円	1,150 円
マンパワー研修室		1,350 円	2,080 円	2,400 円	3,130 円	4,080 円	5,130 円
マンパワー視聴覚室		830 円	1,250 円	1,460 円	1,880 円	2,500 円	3,130 円
調理実習室		1,030 円	1,460 円	1,670 円	2,200 円	2,930 円	3,660 円
栄養指導室		930 円	1,350 円	1,560 円	1,880 円	2,610 円	3,230 円

《備付け器具類使用料》

区分	品目	単位	使用料
照明設備	シーリングスポットライト	1 列	510 円
音響設備	持込電源	1 K W につき	100 円
	拡声装置	一式	1,030 円
	マイク	1 本	510 円
	移動スピーカー	1 台	510 円
	プロジェクター(スクリーン付)	1 台	1,560 円
	スクリーン(持込機材用)	1 台	510 円

《冷暖房装置使用料》

使用区分	単位	使用料
多目的ホール 1・2	1 時間につき	410 円
マンパワー研修室		310 円
マンパワー視聴覚室		200 円
調理実習室		200 円
栄養指導室		200 円
和室		100 円

《申込方法》

申込受付期間は、使用予定日の前3月に当たる日の属する月の初日からです。所定の使用許可申請書の提出及び使用料納付後、使用許可書を交付します。

《問合せ先》

福山すこやかセンター1F 福山市社会福祉協議会
TEL：084-928-1340 FAX：084-928-3416

《水浴訓練室使用料》

使用区分	使用料
個人で使用する場合	1 人 1 回につき 510 円
専用で使用する場合	1 時間につき 2,610 円

《問合せ先》

福山すこやかセンター1F 水浴訓練室
TEL：084-928-1343



福山すこやかセンター

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号
TEL：084-928-1340 FAX：084-928-3416

2021.3

施設案内

福山すこやかセンター



①保健・医療・福祉の連携拠点として

福山市保健所、福山市社会福祉協議会や福山市医師会などの団体が、市民の健康増進・地域福祉の推進のため、連携して業務を行っています。

②保健・医療・福祉団体の育成・活動の場として

多目的ホールや調理実習室など、保健・医療・福祉に携わる団体が使用できる貸出施設があります。

③バリアフリーへの配慮，安全性の確保

高齢者、障がい者（児）を始めとするすべての市民が、円滑に、安心して利用できるよう、バリアフリーに十分配慮した施設となっています。また、高齢者や障がい者（児）のためのリハビリ施設として水浴訓練室（プール）を設置しています。

④ボランティア活動の場として

ボランティア団体や市民が作業や話し合いを行える場として、ボランティア活動センターを設置しています。

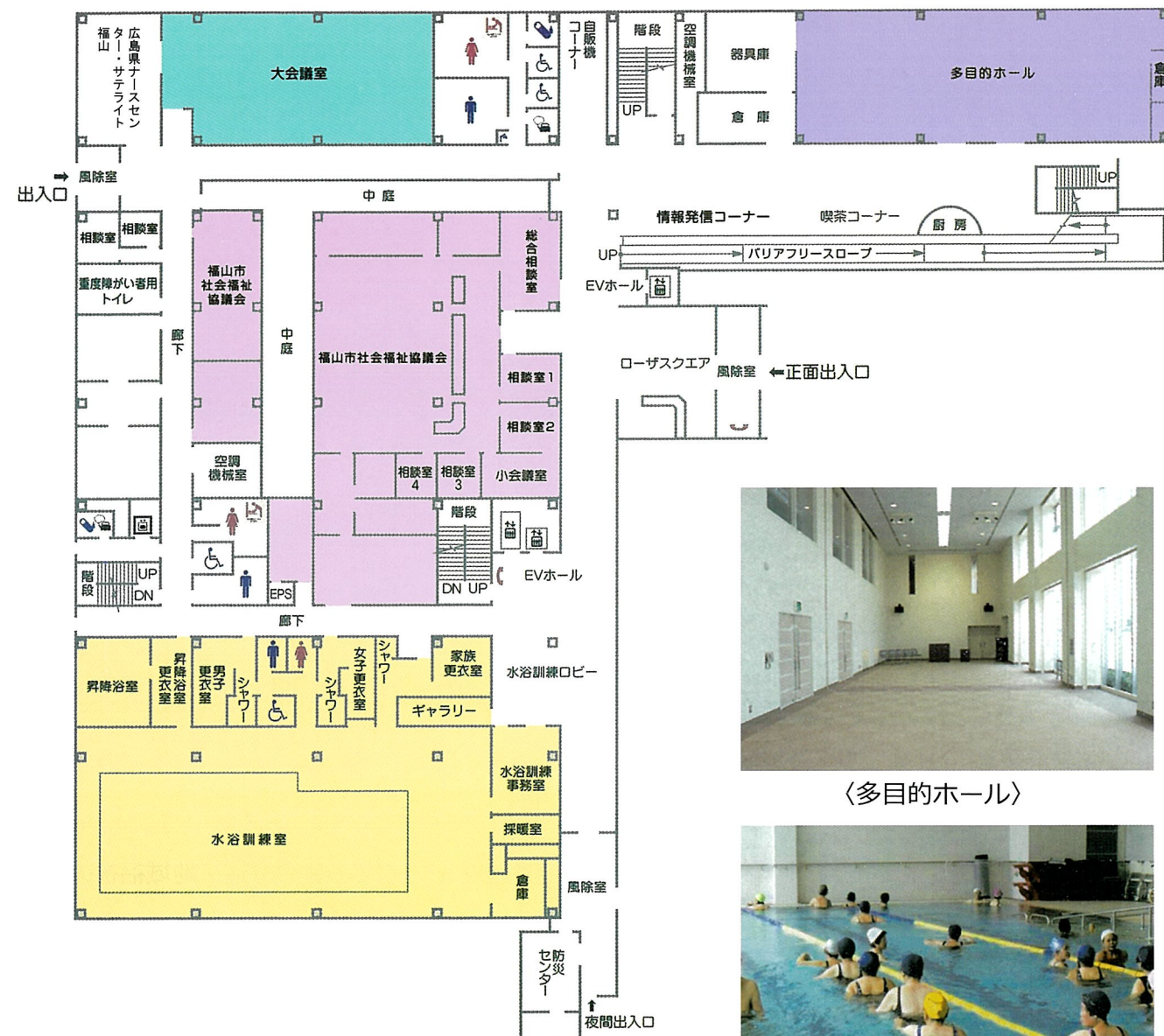
⑤障がい者（児）の就労促進の場として

障がい者就労支援事業所が運営を行う1階喫茶コーナーでは、障がい者（児）の就労支援のため、食事の提供や、パンや菓子など食料品の販売を行っています。

福山市

◆館内案内図◆

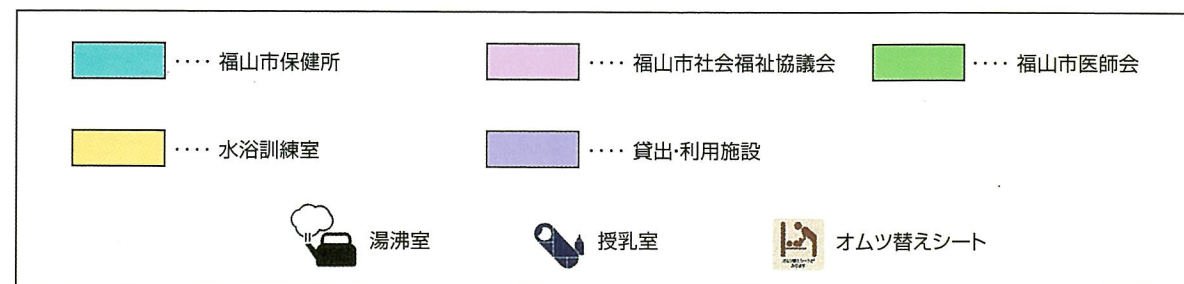
1 階



〈多目的ホール〉

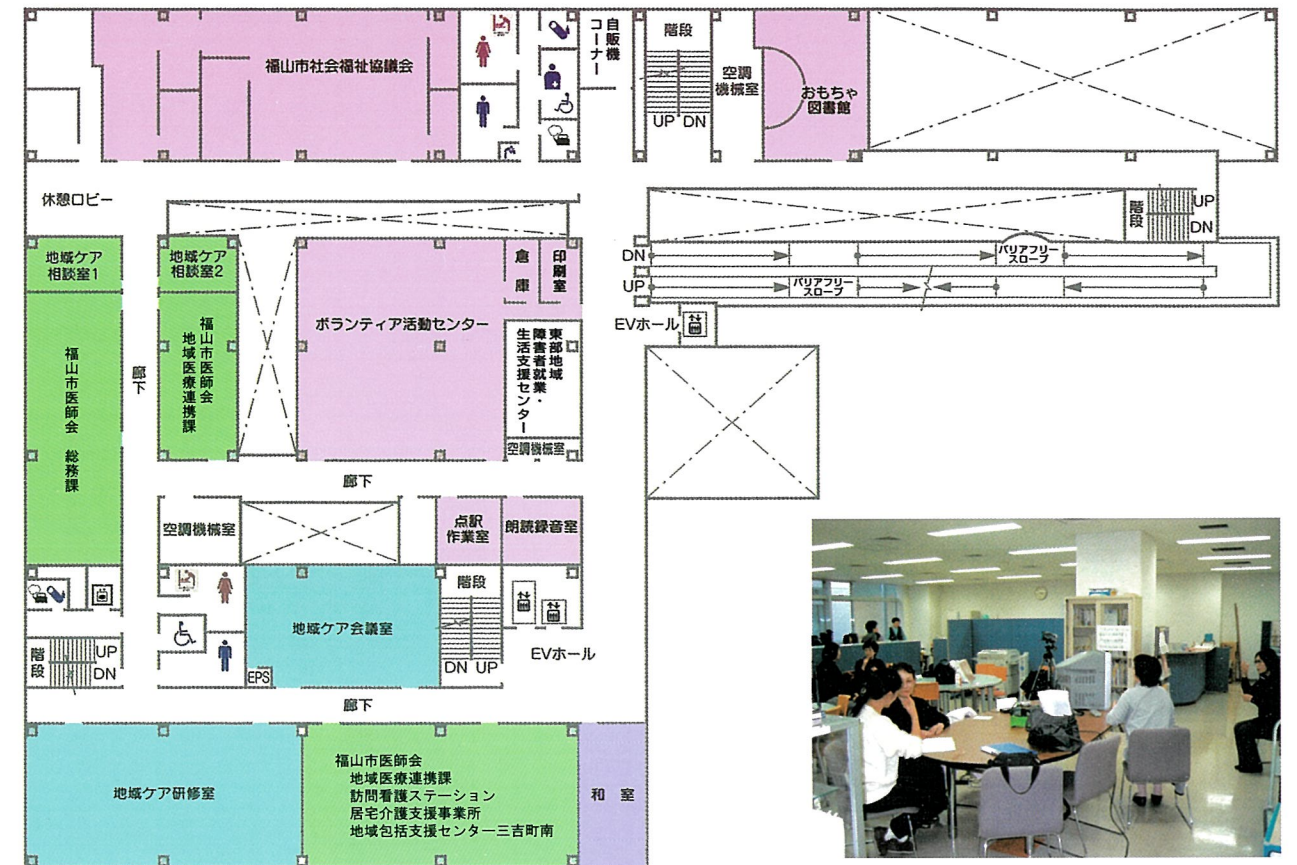


〈水浴訓練室〉



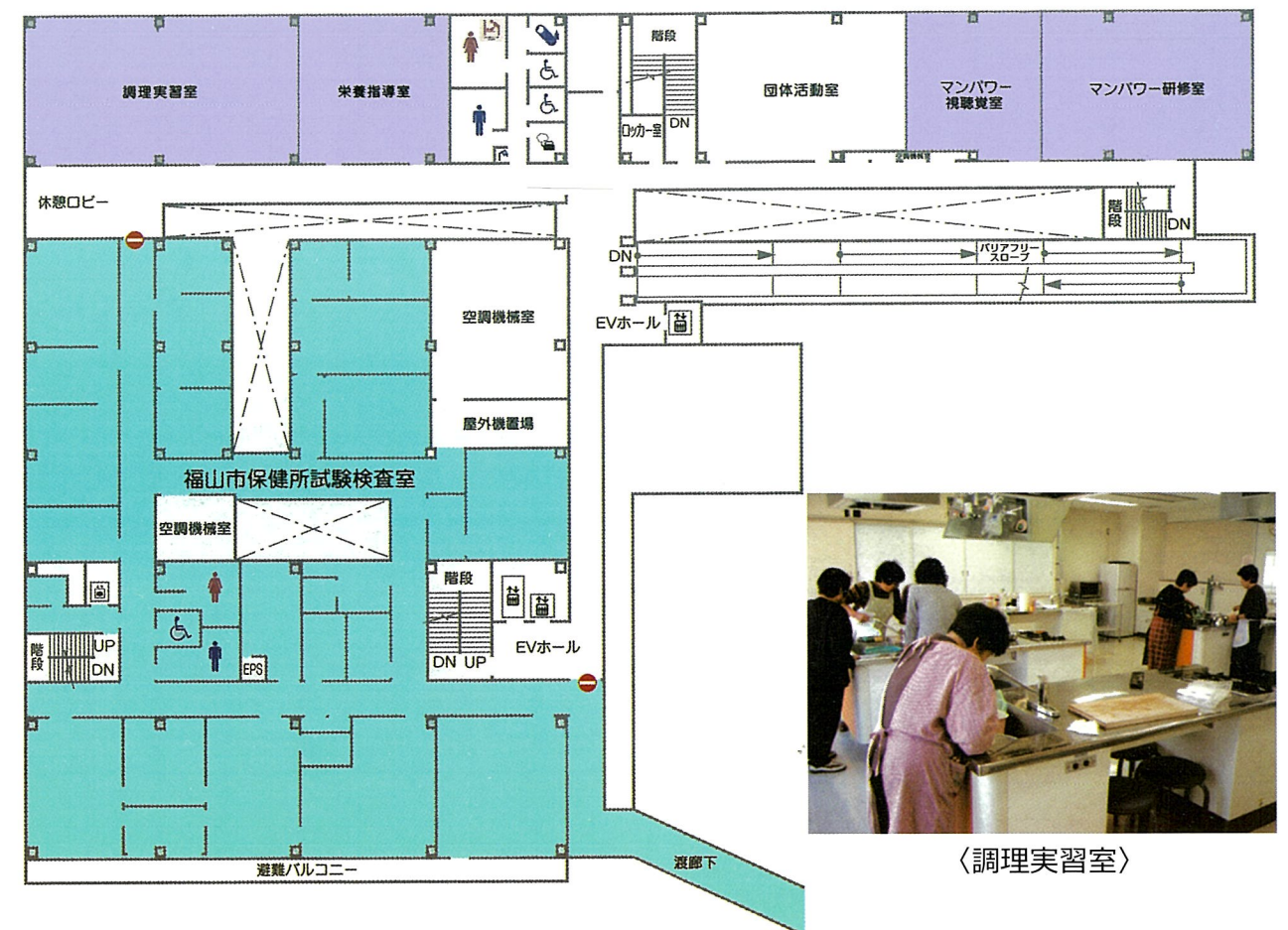
「広島県福祉のまちづくり条例」「高齢者・障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の誘導的基準（ハートビル法）」に適合した施設です。

2 階



〈ボランティア活動センター〉

3 階



〈調理実習室〉

※ 4～6 階は、市保健所事務室です。